

## 第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針

国指定史跡は、我が国の歴史を正しく理解する上で、欠くことのできない遺跡とされており、史跡橘樹官衙遺跡群は古代の地方官衙の在り方を理解することのできる貴重な遺跡として、極めて重要である。このため、史跡の確実な保存管理及び活用のために基本的な指針を定める。

前述した橘樹官衙遺跡群の価値や構成要素等から考えれば、その保存管理・活用は、史跡指定地のみではなく、史跡指定地以外の橘樹郡家（郡衙）跡や影向寺遺跡は当然として、史跡周辺地域に所在する関連遺跡や特別緑地保全地区等を含めた広範囲な保全を図ることが重要といえる。

しかし、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家主要施設である正倉院の一部と古代影向寺の主要建物が確認されている影向寺境内の一部という限定された範囲のみ史跡指定されただけで、郡庁・館・厨といった郡家のその他主要施設等は全く指定されていない。

この現状をふまえ、本保存活用計画では、史跡指定地だけでなく、将来史跡の追加指定を目指す範囲を含め、橘樹官衙遺跡群全域とその周辺に所在する関連遺跡及び橘樹官衙遺跡群に隣接する特別緑地保全地区等、全域を対象としている。

### 第1節 基本的な指針

#### （1）史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

#### （2）継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

#### （3）史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史文化資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

#### （4）地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることによって郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

(5) 管理運営体制の構築・整備

史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、川崎市の文化財保護部局が中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

## 第2節 短期的な指針

史跡橋樹官衙遺跡群については、前節の基本的な指針に基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず順次取組むことが可能な、今後10年程度の保存管理・活用等に関する短期指針を定める。

- (1) 本格的な整備を行う前に簡易的な説明板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整える。
- (2) 重要な遺構等が発見されている、または発見された場合は、地権者等の協力を得ながら追加の国史跡指定を目指すとともに、優先的に公有地化を図っていく。
- (3) 公有地化の進捗状況に応じ、段階的な保存整備・活用を推進する。
- (4) 史跡橋樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。
- (5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気作りを進める。

# 第6章 橋樹官衙遺跡群の保存管理

## 第1節 保存管理の基本方針

第3章における遺跡群の価値及び第4章における課題の整理、また第5章における橋樹官衙遺跡群における保存活用の基本的な指針を踏まえ、遺跡群を継続して、適切に保存管理していくための基本方針を以下のとおり定める。

### (1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち橋樹郡家（郡衙）跡については確実に保存管理し、整備活用を図るために計画的に公有地化を図る。また、影向寺遺跡については、影向寺境内での寺院活動を継続できるように十分な配慮をしつつ、遺跡を確実に保存管理する。

### (2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橋樹官衙遺跡群が所在する橋・野川地区の住民、町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁、神奈川県教育委員会、川崎市の関連部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。

### (3) 史跡橋樹官衙遺跡群の公有地化

史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備の実施にむけ、計画的に史跡指定地の公有地化を進める。また、未指定地については、調査研究の成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性に応じて、住民の理解を得て追加指定を図っていく。

### (4) 史跡橋樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橋樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図っていく。

### (5) 周辺歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在している。ガイダンス施設の設置や、古代の景観を体感できる植生が残る特別保全緑地を含め周辺地域で望ましい植生のあり方について検討をすすめる等、その恵まれた地域の特徴を活かしながら、実際に歴史や自然を体感・体験できる場と史跡や周辺の歴史・自然文化資産等を学習する場というバランスのとれた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

## 第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素

### (1) 史跡指定地の地区区分

古代武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と白鳳寺院跡である影向寺遺跡から構成される史跡橘樹官衙遺跡群については、今後の保存整備・活用を円滑に進めるため、指定地における土地所有状況等によって、地区区分を行う。

#### 【A1地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、すでに川崎市が公有地化した土地及び国から無償貸与されている土地である。

遺跡としては、橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群や橘樹郡家正倉院を構成する遺構群が確認されている地区である。遺構群は調査終了後に、掘削部分に山砂等を充填した上で埋戻しを行い、地下に現状保存している。

また、地区内には、郡家成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

#### 【A2地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、個人及び宗教法人が所有している土地である。

遺跡としては、橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群や橘樹郡家正倉院を構成する遺構群や古代影向寺関連の遺構群が確認されている地区である。遺構群は調査終了後に、掘削部分に黒色土や山砂等を充填した上で埋戻しを行い、地下に現状保存している。また、地区内には、郡家成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

### (2) 史跡指定地以外の地区区分

史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家跡及び影向寺遺跡から構成されているが、両遺跡以外にも子母口植之台遺跡（蓮乗院北遺跡）や野川神明社遺跡等、周辺には官衙関連遺跡が所在しており、広い意味ではこれらの遺跡を含めて橘樹官衙遺跡群と呼んでいる。

橘樹郡家跡や影向寺遺跡においても、史跡指定地以外に郡家に関連する遺構群が確認されるとともに、郡家及び寺院成立以前の集落跡や廃絶後の遺構が存在することが判明している。また、橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の遺跡においても、官衙に関連する遺構群が確認されている場所もある。

史跡指定地以外の地域は、大部分が住宅地及び農地である。しかし、当該地域内には都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」の計画路線とともに、史跡に隣接した「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」があることから、野川柿生線・登戸野川線計画路線敷、特別緑地保全地区、それらを除いた指定地以外の橘樹郡家跡及び影向寺遺跡と広い意味での橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の遺跡を地区区分（B・C・D・E地区）して取扱いを行う。

#### 【B地区】

当該地区は、史跡指定地以外の橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包地：高津区No. 95、高津区No. 138、高津区No. 148の一部、宮前区No. 5）で、都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」計画路線敷、「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群、橘樹郡家諸施設を構成する遺構群、古代影向寺に関連する遺構群が確認されている場所もあり、ほぼ全域に官衙に関連する遺構群が現存する可能性が高い。また、郡家成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

現況は、住宅地・農地・墓地・駐車場等であり、住宅地は2階建の戸建住宅が大半を占めている。このうち、住宅の建設等の事前の調査によって遺構が確認されている地点については、盛土等により遺構を保全するための措置が取られている。

#### 【C地区】

当該地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡及び影向寺遺跡を除く、広い意味での橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の官衙関連遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 100、高津区No. 148の一部、宮前区No. 4、宮前区No. 6、宮前区No. 7）で、「東野川特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹郡家正倉院と同規模の倉庫跡が確認されるとともに、大型掘立柱建物、古代の集落跡等、官衙に関連する遺構群が存在することが判明している。また、郡家成立以前の集落跡や廃絶後の遺構群も確認されている。

現況は、住宅地・農地・公園等である。

#### 【D地区】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 148、宮前区No. 5）、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する野川神明社遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No. 6）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No. 4）にある「登戸野川線」計画路線敷が該当する。現況は、住宅地・農地・墓地である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、古代影向寺に関連する遺構群が確認されている場所もあるとともに、古代影向寺造営以前の集落跡等の遺構も確認されている。

#### 【E地区】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が該当する。現況は、緑地である。

当該地区では、過去に発掘調査等を実施したことはないが、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が現存する可能性は高い。





(3) 地区区分と構成要素

第8表 史跡指定地内の構成要素

地区区分	本質的な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A1地区 [公有地化完了範囲]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等）</li> <li>○評段階の遺構（倉庫群・溝等）</li> <li>○古代における周辺地域との関係性を示す遺構・遺物（出土瓦・文字瓦等）</li> <li>○郡家が立地する丘陵地形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から中世にかけての堅穴建物・溝状遺構等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市緑地（たちばな古代の丘緑地）</li> <li>○橋樹官衙遺跡群保存活用事業用地</li> <li>○史跡説明板・園名板等</li> <li>○道路（市道）</li> </ul>
A2地区 [寺院・公有地化未完了範囲]	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等）</li> <li>○評段階の遺構（倉庫群・溝等）</li> <li>○古代影向寺に関連する遺構・遺物（瓦葺建物（礎石建物）・掘立柱建物・溝・瓦等）</li> <li>○郡家・寺院が立地する丘陵地形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から中世にかけての堅穴建物・溝状遺構等）</li> <li>○影向石（塔心礎）</li> <li>○平安時代末の薬師三尊像（国重文）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寺院（影向寺）</li> <li>○建築物（住宅）</li> <li>○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・文化財説明板・安全標識等）</li> <li>○農地（畑）</li> <li>○駐車場</li> </ul>

第9表 史跡指定地以外の構成要素

地区区分	史跡の本質的な価値と同等の価値の構成要素	史跡の副次的価値と同等の価値の構成要素	その他の要素
B地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等）</li> <li>○評段階の遺構（倉庫群・溝等）</li> <li>○郡庁・館・厨等に係る遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等）</li> <li>○古代影向寺に関連する遺構・遺物（掘立柱建物・溝・瓦等）</li> <li>○郡家・寺院が立地する丘陵地形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物</li> <li>○「長者屋敷」等の伝承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋ふれあいの森</li> <li>○建築物（住宅・集合住宅・作業場・事務所・高圧鉄塔等）</li> <li>○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・安全標識等）</li> <li>○農地（畑）</li> <li>○駐車場</li> <li>○道路（市道等）</li> <li>○墓地</li> </ul>
C地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等）</li> <li>例：蓮乗院北遺跡 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物</li> <li>例：三荷座前遺跡、野川東耕地遺跡 等</li> <li>○古代の豪族居宅と推定される遺構</li> <li>例：野川神明社遺跡 等</li> <li>○郡家や寺院に関連する古代の集落跡</li> <li>○室町時代と推定される板碑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（住宅・集合住宅・作業場・事務所・高圧鉄塔等）</li> <li>○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・安全標識等）</li> <li>○農地（畑）</li> <li>○駐車場</li> <li>○道路（市道等）</li> </ul>
D地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古代影向寺に関連する遺構・遺物（掘立柱建物・溝・瓦等）</li> <li>○郡家・寺院が立地する丘陵地形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物（住宅）</li> <li>○農地（畑）</li> <li>○駐車場</li> <li>※都市計画道路予定地</li> </ul>
E地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○郡家・寺院が立地する丘陵地形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古来からの地形や斜面林</li> <li>○古くから生息する動植物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋特別緑地保全地区</li> <li>○千年特別緑地保全地区</li> <li>○東野川特別緑地保全地区</li> </ul>



### 第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準

国史跡については、史跡地内でその現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法第43条第1項に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。そこで、橋樹官衙遺跡群の国史跡地内における現状変更に関する取扱方針や取扱基準を定めるとともに、史跡指定地外での保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準についても、前述した保存管理の基本方針や橋樹官衙遺跡群の地区区分と構成要素等に基づいた保存区分ごとに設定する。

#### (1) 史跡指定地内における取扱方針と取扱基準

##### 【A1地区・A2地区に共通する取扱方針】

- 現状変更を行う場合は、原則現状維持（同一規模・同一場所・同一深度以内での変更）を図り、周囲の景観・環境等に配慮する。
- 現状変更を許可する場合でも、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施する。

##### 【取扱基準】

現状変更の許可に関する地区区分ごとの取扱基準は第10表のとおりである。

第10表 国史跡指定地内の現状変更取扱基準

現状変更内容		地区区分及び基準		摘要 許可は、史跡への影響を与えないまたは影響が軽微であることを条件とする。	
		A1地区	A2地区		
建築物	新築	×	△	寺院関連施設のみ	
	増・改築	×	○	寺院関連施設、戸建住宅等	
	取り壊し	○	○	寺院関連施設、戸建住宅等	
工作物	掘削有	新設	○	○	復元建物等、史跡説明板等
		改修・更新等	○	○	
		撤去	○	○	
	掘削無	新設・改修・更新等	○	○	物置等
		撤去	○	○	
立竹木	植樹・移植・伐採	△	△	遺構への配慮を条件に許可する。	
地形改変	地盤改良・農地改良等	×	×		
その他	保存目的調査	○	○		

\*現状変更にあたっては、必ず事前に文化財保護部局に相談すること。

(○=可、△=条件付可、×=不可)

#### 【A1地区の取扱方針】

●すでに公有地化が完了しているA1地区については、保存活用を図るために必要な保存整備を実施するまでの間、遺構等に影響がないよう地区の環境保全に努める。

#### 【A2地区の取扱方針】

- 橋樹郡家跡における農地では、遺構面に影響が及ばない深度での耕作を実施するとともに、ゴミ穴・排水用溝等、遺構面への影響が出る掘削は行わない。
- 影向寺遺跡における影向寺境内での現状変更については、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度等）を原則とするが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動への影響がないよう配慮する。

#### (2) 史跡指定地外における取扱方針と取扱基準

史跡指定地外において、現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば、文化財保護法第93・94条に基づく取扱いを行うことになる。また、特別緑地保全地区についても、都市緑地法に基づく取扱いが必要である。ただし、史跡地内と同等の価値を有する遺構等が確認された、あるいは遺構等の存在が想定される範囲もあり、史跡と密接な関係性を有する地域であることから、その取扱いについては、遺跡を保存することを前提とした方針や基準を設定する。

#### 【B地区～E地区に共通する取扱方針】

- 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県埋蔵文化財取扱基準」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して橋樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握する。
- 重要な遺構等が確認され現状保存を図る場合でも、土木工事等の実施場所の確認調査を実施し、遺跡の詳細な内容の把握に努め、橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が発見された場合、特に必要と認められる場合は、国史跡への指定及び史跡の追加指定を行い、指定後は基本方針に基づき、関係者等との協議を行った上で、原則公有地化を図っていく。

#### 【B地区の取扱方針】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県埋蔵文化財取扱基準」に基づき対応し、確認調査を実施して橋樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握する。  
盛土等により遺跡を保存するとともに、新築等を行う際には、歴史的環境保全に配慮したデザイン等とするよう、川崎市の建築部局及び教育委員会と協議調整をはかる。
- 現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、現状を変更する。

#### 【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するB地区における取扱基準は第11表のとおりである。

第11表 史跡地外における取扱基準（B地区）

土木工事等内容		地区区分	B地区	摘要
建築物	新築		△	・遺構が検出されている場合は現状保存を条件とする。 ・歴史的環境保全に貢献するデザインとするよう要請する。
	増・改築		○	
	取り壊し		○	
工作物	掘削有	新設	△	遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、工作物設置場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、工作物を設置する。
		改修・更新等	△	
		撤去	△	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
地形改変	農地改良・土地改変等		○	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
その他	保存目的調査		○	

(○=可、△=条件付可)

【C地区の取扱方針】

●橋樹郡家跡や古代影向寺等、官衙に関連する遺構が検出された場合は、現状保存を図りつつ、遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施し、遺跡の保存に向け地域の協力を得られるよう調整を図る。

【D地区の取扱方針】

●都市計画道路の事業進捗状況に応じ対応を図るが、橋樹官衙遺跡群に関連する遺構が発見された場合は、関係部局等と調整を図り、その保存に努める。

【E地区の取扱方針】

●樹木の伐採等、掘削を伴わない現状変更の場合も、土壌の流出・風化等により遺構面へ影響が及ぶ可能性もあることから、関係機関等と事前に協議を行う。

●将来的に史跡の価値を高める自然的景観の形成に向け、地域住民及び関係機関等と継続的に協議・合意形成を行っていく。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するC・D・E地区ごとの取扱基準は第12表のとおりである。

第12表 史跡地外における取扱基準（C～E地区）

土木工事等内容		地区区分		
		C地区	D地区 (※1)	E地区
建築物	新築	○	○	—
	増・改築	○	○	—
	取り壊し	○	○	—
工作物	掘削有	新設	○	○
		改修・更新等	○	○
		撤去	○	○
立竹木	植樹・移植・伐採	○	○	△(※2)
地形改変	農地改良・土地改変等	○	○	○(※2)
その他	保存目的調査	○	○	○(※2)

(○=可、△=条件付可)

(※1) 別途都市計画道路計画決定地としての取扱いあり

(※2) 別途特別緑地保全地区としての取扱いあり

## 第4節 土地公有地化の方針

史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺では、必要に応じて川崎市が土地を購入して公有地化を図り、将来にわたって橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を進めていくことが重要であることから、地区区分ごとの公有地化の方針を第13表の通り定める。

### [用語の説明]

現状保存…工事による掘削が埋蔵文化財に及ばず、埋蔵文化財を保護するために掘削底面及び側面と遺構確認面及び遺物包含層との間に30cm以上の保護層を確保すること。

現状維持…同一規模・同一場所・同一深度内における現状変更を行うこと。

保存目的調査…重要な遺跡について、史跡指定その他の保護の措置を執るため、あるいは史跡指定されている遺跡の整備・活用を図るために行われる発掘調査。

第13表 土地公有化の方針

地区区分	原則	土地公有地化の方針
A1地区	—	すでに公有地化が完了している。
A2地区	公有地化	史跡として遺構等の保存管理、市民の利用に供するための整備・活用のため、寺院地を除く民有地については、優先的に公有地化を図る。
B地区	史跡の追加指定を行った範囲については公有地化	すでに橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認されている、また史跡に隣接等、遺跡の理解を進めるために必要不可欠な地点であると確認されている場合は、現状保存を図りつつ、関係者等との協議を行った上で国史跡への追加指定を行い、A2地区同様、原則公有地化を図っていく。また、今後橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合も同様に、現状保存として取り扱った後、関係者等との協議を行った上で国史跡の追加指定を行い、指定後はA2地区同様、原則公有地化を図っていく。
C地区	史跡の追加指定を行った範囲については公有地化	橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合は、現状保存として取扱った後、関係者等との協議を行った上で国史跡の追加指定を行い、指定後はA2地区同様、原則公有地化を図っていく。
D地区	都市計画道路事業の進捗に合わせて協議	橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合は、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。
E地区	—	特別緑地保全地区としてすでに一定程度公有地化されており、緑地保全がはかられている。

# 第7章 橘樹官衙遺跡群の活用

## 第1節 活用の基本方針

第3章で整理したように、史跡橘樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、極めて重要な価値を有する遺跡である。この史跡を将来にわたり、確実に保存していくためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体としての活用を進めていかなければならない。

史跡の活用については、住宅密集地の中、現地に立てば今なお古代の雰囲気を感じるとともに、地形に合わせて規則的に配置された橘樹郡家（郡衙）正倉院やその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、かつてそれらの施設で行われたであろう郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子等について想像し、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う。

また、史跡橘樹官衙遺跡群周辺には、西福寺古墳や馬絹古墳を含む梶ヶ谷古墳群が展開しており、古代律令制度による地方支配が成立する過程で、この地域が後の橘樹郡域の中で重要な位置を占めていたことを示すものであり、さらに、橘樹郡域には古代律令体制成立以前に「橘花屯倉」が設置されたとされ、この橘樹の地と大和王権との関係性を示している。こうした史跡や遺跡等を合わせて活用することで、川崎市のみならず、日本の古代史を学ぶことが可能である。

これらを踏まえ、史跡活用の基本方針を以下のように定める。

### （1）史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橘樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、既存の公共施設等を有効に活用して、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、これまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。

### （2）地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地等、多様で豊かな地域の魅力を認識することができる場とするとともに、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験をできる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。

### （3）史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橘樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またボランティア等それらを担う人材の育成も図る。

また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災の機能を担うことも想定できる。

## 第2節 活用の方法

### (1) 学校教育における活用

発掘調査等により、地面の下から発見された遺構や遺物は、かつてここで生活していた先人達を作り、使ったものであり、そこには現在の私達と同じく、喜びや悲しみ、苦しみそして楽しみを経験しつつ暮らしていた、遠い昔の生活の一端を想像することのできる貴重な資料である。このような生の歴史を感じられる資料を実際に見たり、触ったりすることは、教科書を読むだけでは得られない感動や想像といった知識を養うために非常に効果的である。

また、小さい頃から郷土の歴史や文化財に慣れ親しむことは、史跡の次世代への継承にも繋がる大切な取組であることから、これまでも川崎市内の小学校への出前授業を実施し、川崎市内や学校周辺の遺跡に関する理解を深めるとともに、遺跡から出土した土器や石器に触れながら学習する機会を設けてきた。今後は、これまでの取組を継続的に進めるとともに、史跡橋樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や魅力等について、学校教育の場で総合的に学習できるような活用のあり方を検討していく。

- ア 学校教育の場で積極的に活用できるようにするため、総合教育センターや現場の教員等と協力してモデルとなるプログラムを作成する。また、川崎市内の学校教員等の研修として、模擬授業や出前授業等を公開し、具体的に史跡を用いた授業方法を学ぶ機会を設ける。
- イ 教員研修での史跡めぐりや現地講座、定期的に行われる各種教員研修への積極的な参加等、川崎市の教員研修プログラムの開発に努める。
- ウ 小学校社会科副読本『かわさき』等への史跡を題材とした記事の拡充を図ることにより、川崎市の歴史や橋樹官衙遺跡群の概要についての理解・関心を深め、郷土に対する愛着や文化財保護の精神の醸成を図る。
- エ 将来的には、ガイダンス施設や博物館を幅広く活用した様々な体験・体感型のプログラムを企画・提供する。また、橋樹官衙遺跡群や文化財への理解を深めるだけでなく、史跡周辺における自然や環境等、地域に存在する様々な歴史的・文化的資産について、総合的に学習できる場としての活用を図る。

### (2) 生涯学習における活用

- ア 各種イベントやシンポジウム・講座等を実施し、史跡の価値や魅力等の情報伝達を行う。各種イベントや講座等の段階と橋樹官衙遺跡群からの距離に合わせ、様々なニーズに応えられる事業を実施する。

#### 【各種イベントや講座等の段階】

- A：史跡の価値や魅力を積極的に発信して新たな愛好者・理解者を開拓するようなイベント・講座等
- B：シティプロモーションや観光部局等との積極的な連携による、不特定多数を対象としたイベント・講座等
- C：専門的・研究的な内容であり、専門知識がある程度必要となるシンポジウム・講座等

#### 【史跡橘樹官衙遺跡群からの距離】

- a：地元（高津・宮前区民）向け
- b：川崎市民向け
- c：神奈川県内の方または関東地方の官衙関連遺跡が所在する地域の方向け
- d：古代の都が置かれた奈良・京都または全国の古代官衙関連遺跡が所在する地域の方向け

#### 【具体例】

- (A + a) 史跡や古代文化に興味関心を持ち始めた人たちで高津・宮前区民を対象とした考古学講座
- (A + a・b) 橘樹官衙遺跡群の確認調査現地見学会
- (B + b) 川崎市域で行われる各種観光イベントに付随した体験学習講座等
- (B + b) 史跡橘樹官衙遺跡群に関心をもつ市民等を対象としたイベントや講座
- (B + c) 観光会社の企画する神奈川県内史跡・文化財観光ツアー
- (B + d) 姉妹都市との連携事業等、地方都市等での川崎市の魅力発信事業に付随したイベントやパネル展示等
- (C + a・b) 地元や市民を対象としたシンポジウム・講演会
- (C + b・c) 古代官衙関連の専門的な内容を扱ったシンポジウム・講座
- (C + d) 全国の博物館・研究機関が実施する古代地方官衙や古代寺院等をテーマにしたイベント・シンポジウム等への協力・参加

イ 講座やシンポジウム等、各種イベントの開催を通じて市民とのネットワークを構築しながら、市職員を対象とした研修の実施を行う等、史跡ガイドや各種イベントの補助等、史跡の活用活動をサポートできる人材を養成し、市民との協働による史跡の活用を推進する。

ウ 市民等が地域の歴史や文化に触れ、学ぶ場として史跡だけでなく、将来的にはガイダンス施設や博物館等を活用し、多様な学習要求に応じた機会や情報を提供する。そのためガイダンス施設等には地域住民が活用・交流できるスペースを設置し、多様な生涯学習活動を可能にする。

エ 現在、都市緑地として公園となっている場所については、フリーマーケットや産地直売所等で広場そのものを活かした活用を図るとともに、影向寺境内については、宗教活動の妨げにならない範囲で、古代に寺院で行われた行事を行うイベントを開催する等の活用を図る。また、AR (Augmented Reality) やVR (Virtual Reality) を活用し、史跡に来た人たちが、現地で古代の建物や風景を体感するとともに、史跡の解説や案内等をできることができるようにする。

#### (3) 地域における活用

史跡や周辺地域における遺跡・文化財を含む、郷土の歴史的・文化的資産を守り、後世まで継続的に伝えていくためには、地域住民と一般市民との連携が不可欠である。このような観点から、郷土に対する愛着や地域への誇りをもって行動できる人材を育成すること（ひとづくり）の

重要性を認識し、これまで地元小学校へのお出前授業、子ども向けの体験講座や市民等を対象とした史跡めぐり・講演会等を実施してきた。

このようにこれまでの活動については継続しつつ、地域コミュニティや地元住民との協働で、史跡が所在する地域ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出することを試みるとともに、地域の憩いの場として積極的に活用する。

#### (4) 他地域との連携・交流

橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家跡と隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成されるが、これらの配置等は古代の地方官衙の典型的な姿を表しており、古代における地方行政機関のあり方を知る上で貴重な事例である。そこで、橘樹官衙遺跡群のもつ価値や魅力を広く全国に発信し、他地域の人々にも活用してもらう取組を進めていく。そのためには、情報発信機能を充実させることが重要であり、他地域の人々が橘樹官衙遺跡群について気軽に見る・知る・調べることもできるように、史跡専用ホームページの開設やSNS（Social Networking Service）等を活用して充実した情報発信を図り、パンフレット・ガイドブック等を作成し、川崎市だけでなく、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域に配布する等、積極的な連携・交流を行う。

#### (5) 調査研究における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るためには調査研究が欠かせない。この調査研究を実践するために、中核となる研究の体制を整え、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進する。

これまで橘樹官衙遺跡群の保存を第一に考え、史跡の全容解明に向けて計画的に発掘調査を行ってきたが、今後も、さらに発掘調査や整理作業等の調査・研究課程を公開する。

発掘調査等で得られた最新の成果を元に報告書を刊行するとともに、定期的にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の招聘等、対外的な活動にも力を入れ、史跡橘樹官衙遺跡群を全国に周知するとともに、古代官衙研究の発展に寄与する。



# 第8章 橘樹官衙遺跡群の整備

## 第1節 整備の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。

史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針を以下のように定める。

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスや史跡説明板・サイン、ガイダンス施設・便益施設（駐車場・バリアフリー化等）の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

## 第2節 整備の方法

史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡家（郡衙）正倉院と古代寺院を除き、重要な遺構の把握が十分にできていないとともに、郡家域として捉えられる区域であるものの、諸条件により未指定地である地域も多い。また、古代寺院跡である影向寺遺跡は大部分が宗教法人所有地である等、史跡指定地内の土地利用状況も大きく異なり、公有地化も長期的な計画で進めていかざるを得ない状況であることから、第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて、地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。古代の郡家や影向寺等の景観が理解できるような整備を目指すこととし（第20・21図参照）、整備計画の詳細等については、今後策定する（仮称）国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画及び橘樹官衙遺跡群の保存整備に関わる実施設計の中で提示し、公有地化や追加指定の状況によって見直しを図りながら推進する。

### (1) 史跡指定地

#### ア A1地区

本地区については、すでに公有地化が完了しているとともに、一部については「たちばな古

代の丘緑地」としてすでに市民に供用している。今後は、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橘樹郡家正倉院のイメージを示しながら、公開活用していくため、地下に郡家関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空閑地だった場所についても、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。また、園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡説明板やサイン等を適切に設置し、またベンチ等の便益施設も適所に配置する。

#### イ A2地区

本地区のうち、橘樹郡家跡の範囲は、優先的に公有地化を進め、A1地区同様、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橘樹郡家正倉院を顕在化し、公開活用していく。A1地区における整備状況を十分考慮し、地下に郡家関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空閑地だった場所についても、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。また、園路の整備も行い、A1地区や指定地周囲の市道へのアクセスを容易にし、橘樹官衙遺跡群や周辺に展開する歴史的・文化的資産との回遊性を確保するとともに、史跡説明板やサイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

一方、影向寺遺跡の範囲は大部分が宗教法人影向寺所有地であり、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば塔基壇の整備等や史跡説明板・サイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

### (2) 史跡指定地外

#### ア B地区

本地区は、史跡指定地以外の橘樹官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡庁をはじめ、正倉院の一部、館、厨という郡家の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が想定される地区である。

今後、すでに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域、また調査によって新たに郡家及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域については、条件が整い次第追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

特に、橘樹郡家正倉院東区画溝が確認されている橘樹郡家跡蟻山地区及び北区画溝等が確認されている伊勢山台地区、そして橘樹郡家の館と推定される遺構が検出されている上原宿地区については、本地区の中でも優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。また、影向寺遺跡東側についても、古代影向寺の土地利用状況を明らかにする上で重要な地区であることから、優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。

#### イ C地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）及び影向寺遺跡以外の、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する遺跡内であり、郡家正倉院別院や官衙に関連する重

要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が所在する。

今後の調査で、郡家や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域については、指定条件が整い次第、追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

#### ウ D地区

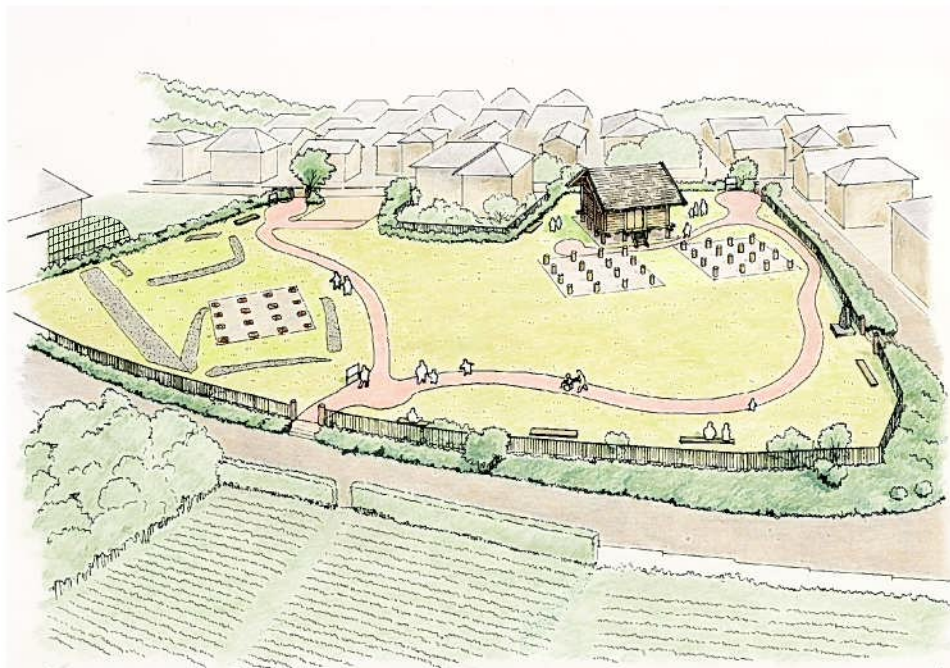
本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.148、宮前区No.5）、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する野川神明社遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.6）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.4）にある「登戸野川線」計画路線敷であり、古代寺院に関連する遺構や官衙との密接な関係性が推測される集落跡等の存在が推測される。

今後の調査等で、郡家や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域については、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。

#### エ E地区

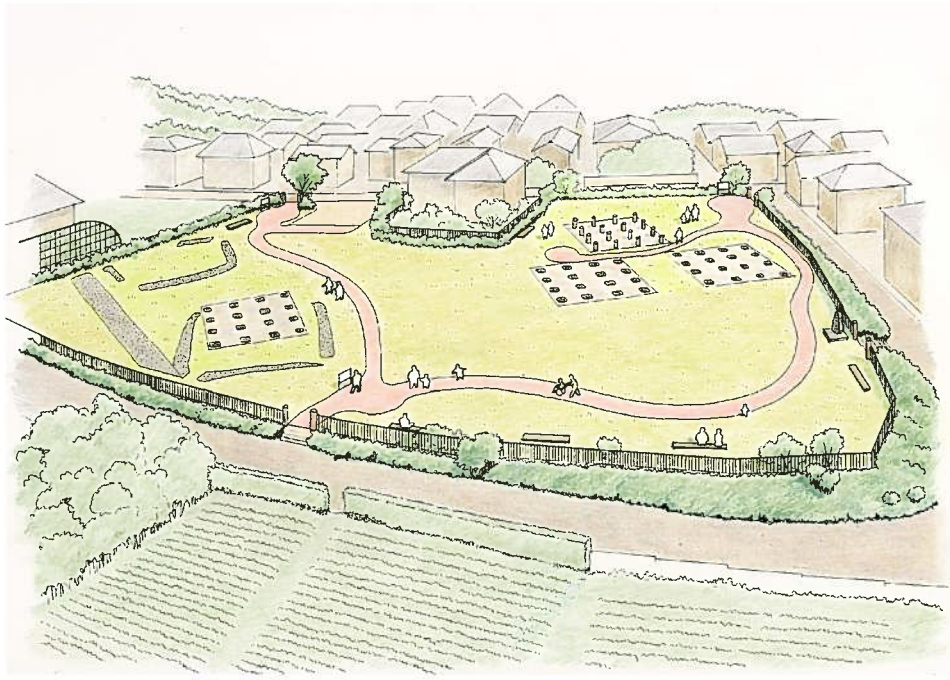
本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡家跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構等の存在が推測される。

今後の考古学的・自然科学的調査等で、郡家や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域及び史跡の価値を高める景観形成については、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。



第20図 たちばな古代の丘緑地周辺における整備イメージ図①

（本図はあくまでイメージ図であり、今後、詳細な検討を行う。）



第21図 たちばな古代の丘緑地周辺における整備イメージ図②

(本図はあくまでイメージ図であり、今後、詳細な検討を行う。)

# 第9章 管理運営と体制

## 第1節 管理運営と体制の基本方針

史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

## 第2節 管理運営の方法

### (1) 史跡の管理運営

史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体として、川崎市は文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、土地の権利者等の理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、川崎市教育委員会事務局文化財課が担い、史跡の管理に必要なサインや説明板等の設置、土地の所有者・地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、管理団体である川崎市が主体となって行う。

### (2) 史跡地内公有地の管理

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう保存整備を図っていく。保存整備された土地については、史跡管理団体である川崎市が、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。

### (3) 土地所有者等の協力による適切な管理

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえるよう、日頃から理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である川崎市と必要な協議を行った上で、現状変更等の申請を行うよう周知を図る。また、土地所有者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに川崎市に変更届を提出することも説明する。

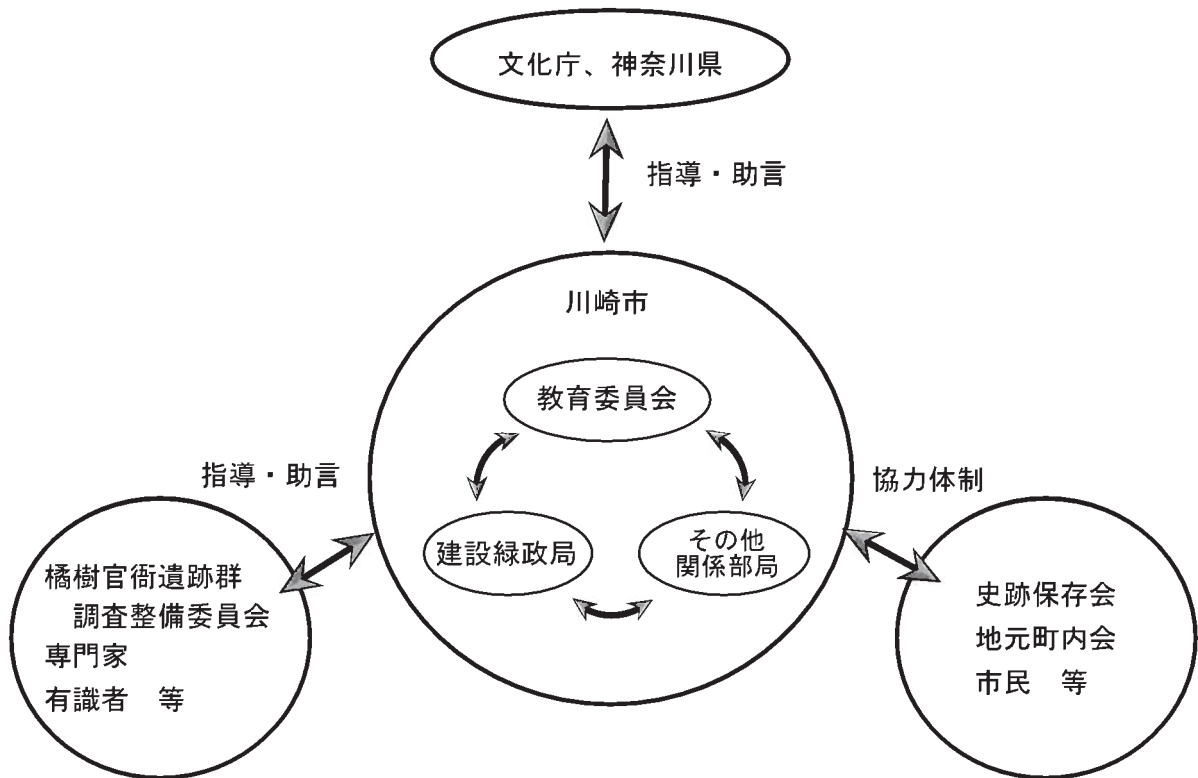
### (4) 橋地区（高津区千年、宮前区野川）との連携・協働による管理運営

史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠である。保存管理・活用のパートナーとして、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である川崎市

と地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力を円滑に進めるためのシステム作りを図る（「（仮称）橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等）。

（５）関係機関等との連携体制

史跡橘樹官衙遺跡群の保存管理については、文化庁や神奈川県教育委員会との連携のもと、川崎市教育委員会が中心となって適切に行う。今後の史跡整備や歴史文化資産との一体的な活用、地域連携等に必要環境整備等については、本保存活用計画策定に向け川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置した「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」を引き続き活用し、関係部局と川崎市教育委員会とが部局横断的な連絡・調整体制を構築して進める。



第 22 図 運営体制・連携のイメージ

# 第10章 施策の実施計画策定と進捗管理

## 第1節 実施すべき施策と実施期間

第5章～第9章の内容を踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群において実施すべき施策は、保存・整備・活用という大きく3つの事業に分けることができる。

保存事業は、史跡指定地内における保存は当然であるが、第6章で触れたように、橘樹官衙遺跡群は現在も遺跡内容確認調査を継続的に実施中であり、調査成果によっては追加指定を目指す地域も多く、適切かつ迅速な対応が求められている。

整備事業は、第8章で取り上げたように、すでに市民に供用してきた史跡指定地の一部を拡充するとともに、追加指定や公有地化の進展に合わせ、地区ごとに整備を行う必要がある。

活用事業では、史跡の重要性や情報の発信、学校教育や生涯学習等での活躍が期待される「(仮称)橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等を設置し、地域住民や市民等と一体となった活動を図ることが求められる。

これら大きく3つに分けられる施策は、短期間で実施すべき施策(短期的施策：概ね10か年)を次のとおり整理するとともに、史跡及び地域や社会情勢の変化に合わせ史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の点検・見直しをしつつ、施策を実施する。また、中長期的に実施すべき施策(中長期的施策：概ね30か年)として、条件が整えば橘樹官衙遺跡群の追加指定及び公有地化を進め、保存整備・活用を実施していく。

### (1) 短期的施策(概ね10か年)

#### ア 保存事業

##### (7) 追加指定(第1期)：平成30(2018)年度

- 橘樹郡家(郡衙)正倉院の一部 橘樹郡家跡[千年伊勢山台遺跡] 蟻山地区  
橘樹郡家跡[千年伊勢山台遺跡] 伊勢山台地区
- 橘樹郡家の館(推定)の一部 橘樹郡家跡[千年伊勢山台遺跡] 上原宿地区
- 影向寺遺跡東側隣接地

##### (4) 追加指定(第2期)：平成32(2020)年度以降

- 橘樹郡家正倉院の一部 橘樹郡家跡[千年伊勢山台遺跡] 伊勢山台地区

##### (ウ) その他、内容確認調査を継続的に実施し、その成果等によって追加指定を目指す

#### イ 整備事業

現在、市民に供用している「たちばな古代の丘緑地」を中心に、公有地化の完了している地域の整備を図る。

##### (7) 整備事業(第1期)：平成32(2020)年度～

「たちばな古代の丘緑地」を含む公有地化完了地域の整備

(イ) 整備事業：平成33（2021）年度～

- 橘樹郡家跡〔千年伊勢山台遺跡〕蟻山地区の一部の整備
- 橘樹郡家跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区の一部の整備
- 橘樹郡家跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区・上原宿地区の一部の整備
- 影向寺遺跡の一部の整備

ウ 活用事業

本保存活用計画に基づき、現在実施している史跡めぐり、シンポジウム・講演会、発掘調査現地見学会等の活用事業を継続して実施するとともに、以下のとおり活動を展開する。

(7) 活用事業（第1期）：平成30（2018）年度～平成31（2019）年度

学校教育との連携の方策の検討、「（仮称）史跡橘樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」の策定

(イ) 活用事業（第2期）：平成32（2020）年度以降

「（仮称）史跡橘樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」に基づく継続的な取組

(ウ) 活用事業（第3期）：平成35（2023）年度以降

地域における活用を図る「（仮称）橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等の設置と活動内容の検討

(エ) 活用事業（第4期）：平成36（2024）年度以降

様々な活用事業の展開

(2) 中長期的施策（概ね30か年）

- 内容確認調査を継続的に実施し、その成果等によって追加指定を目指す
- 史跡指定地については、土地の権利者の理解と協力のもと、公有地化を進める
- 各種活用事業の実施
- 今後定める（仮称）国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画に基づき、状況に応じた保存整備を図る
- ガイダンス施設や便益施設等の設置

## 第2節 施策の進捗管理と方法

本保存活用計画は、史跡橘樹官衙遺跡群において実施すべき保存・整備・活用という3つの事業を概ね30年間の中期的施策・概ね10年間の短期的施策とに整理するとともに、その事業の進捗に合わせ点検を行い、概ね10年をもって見直しを図るものである。

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなければならないことであり、計画自体を経過確認し、定期的に点検評価する必要がある。この経過観察及



び点検評価により、各施策の到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画を見直す際の基礎資料となる。

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たすため、指標の設定に際しては、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けながら、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会での審議の上、決定した。

方法としては、施策の進捗管理にあたり、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示した自己点検シートを用いて、概ね5年ごとに川崎市教育委員会において自己点検を行うこととし、この自己点検シートの内容は、今後の保存活用計画の見直しや新たな事業等の企画立案に際しての基礎資料として活用する。

また、自己点検シートによる確認の結果については、随時、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に報告を行い、点検・指導を受ける。

## 【参考文献】

1. 有馬多恵子・杉本靖子 2017 『川崎市宮前区影向寺遺跡第15次調査発掘調査報告書』、有限会社吾妻考古学研究所
2. 飯田市教育委員会 2016 『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』
3. 伊賀市教育委員会 2016 『史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画』
4. 伊勢崎市教育委員会 2013 『三軒屋遺跡－総括編－ 上野国佐位郡衙正倉院発掘調査報告書』
5. 出浦 崇 2007 『三軒屋遺跡Ⅰ－上野国佐位郡衙正倉跡の調査－』、伊勢崎市教育委員会
6. 伊東秀吉ほか 1986 『川崎市宮前区影向寺遺跡－第2次発掘調査報告書－』、影向寺遺跡第2次発掘調査団
7. 伊東秀吉・竹石健二ほか 1981 『川崎市高津区野川影向寺文化財総合調査報告書』、川崎市教育委員会
8. 伊東秀吉・大坪宣雄ほか 1996 「川崎市高津区伊勢山台東遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第32集、川崎市教育委員会
9. 稲沢市教育委員会 2014 『尾張国分寺跡史跡保存整備基本構想』
10. いわき市教育委員会 2008 『史跡根岸官衙遺跡群 保存管理計画書』
11. 宇都宮市教育委員会・上三川町教育委員会 2006 『上神主・茂原官衙遺跡保存整備基本構想』
12. 大分市教育委員会 1992 『国指定史跡豊後国分寺跡 環境整備事業報告書』
13. 太田市教育委員会 2017 『史跡上野国新田郡家跡保存活用計画』
14. 太田 亮 1963 『姓氏家系大辞典』、角川書店
15. 大場磐雄 1923 「影向寺発見古瓦に就いて（一・二・三）」『武相考古』三・五・七
16. 小郡市教育委員会 2012 『国指定史跡小郡官衙遺跡群小郡官衙遺跡・上岩田遺跡保存管理計画書【第1分冊（本文編）】』
17. 小浜市教育委員会 2016 『史跡若狭国分寺跡保存管理計画（改訂版）』
18. 織笠 昭・増渕和夫・服部隆博 2003 『川崎市域における先土器時代・縄文時代草創期石器群の様相』『川崎市文化財調査集録』第38集、川崎市教育委員会
19. 神奈川県考古学会 2006 『平成18年度考古学講座 古代遺跡再発見』
20. 河合英夫 1997 「川崎市橘樹郡衙関連遺跡の調査」『第21回神奈川県遺跡調査・研究発表会発表要旨』、神奈川県考古学会
21. 河合英夫 2000 「川崎市影向寺址」『かながわの古代寺院』、神奈川県考古学会
22. 河合英夫 2001 「影向寺址をめぐる問題」『神奈川の古代寺院 研究の成果と課題』、神奈川県考古学会
23. 河合英夫 2002 「影向寺址考－伽藍配置と創建年代の検討－」『多摩考古』第32号、多摩考古学研究会
24. 河合英夫 2003 「古代の役所を掘る－武蔵国橘樹郡衙推定地の発掘調査－」『古代を考えるⅠ 郡の役所と寺院』、川崎市市民ミュージアム
25. 河合英夫 2006 「（調査報告）ここまでわかった橘樹郡衙－調査成果と課題－」『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する－橘樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義－発表要旨』、川崎市教育委員会
26. 河合英夫・伊東甚吉 2007 「影向寺遺跡第11次調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第43集、川崎市教育委員会
27. 河合英夫・中山 良 1993 「川崎市高津区子母口植之台遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第29集、川崎市教育委員会

28. 河合英夫・福田 良 1997 「川崎市宮前区影向寺台遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第33集、川崎市教育委員会
29. 河合英夫・福田 良 1998 「川崎市高津区了母口植之台遺跡第2地点発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第34集、川崎市教育委員会
30. 河合英夫ほか 2000 『川崎市千年伊勢山台北遺跡調査報告書』、千年伊勢山台北遺跡調査団
31. 河合英夫ほか 2011 『蓮乗院北遺跡発掘調査報告書』、蓮乗院北遺跡発掘調査団
32. 川崎市 1988 『川崎市史』資料編1（考古・文献・美術工芸）
33. 川崎市 2014 『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン』
34. 川崎市教育委員会 2005 『武蔵国橋樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡－第1～8次発掘調査報告書－』
35. 川崎市教育委員会 2007 『シンポジウム古代の川崎市役所を発掘する一橋樹郡衙推定地の調査成果と歴史的意義－記録集』
36. 川崎市教育委員会 2008 『武蔵国橋樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡第9・10・11次－川崎市高津区千年におけるガス管敷設工事及び緑地整備に伴う確認調査報告－』
37. 川崎市教育委員会 2009 『了母口植之台遺跡第4地点・了母口根方遺跡第3地点－川崎市高津区了母口における個人専用住宅建設に伴う発掘調査報告書－』川崎市埋蔵文化財調査報告第3・4集
38. 川崎市教育委員会 2014 『神奈川県川崎市橋樹官衙遺跡群の調査－橋樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕－』川崎市埋蔵文化財調査報告書第8集
39. 国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画策定検討協議会 2015 『国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）保存、整備及び活用基本計画 提言書【概要版】』
40. 久保常晴・大三輪龍彦 1975 『川崎市高津区影向遺跡発掘調査概報』、川崎市教育委員会
41. 呉地英夫ほか 1990 『植之台遺跡発掘調査報告書』、植之台遺跡発掘調査団
42. 岐阜県関市 2015 『弥勒寺史跡公園整備基本計画』
43. 国史館大学考古学会編 2012 『古代社会と地域間交流Ⅱ－寺院・官衙・瓦からみた関東と東北－』
44. 国分寺市教育委員会 1989 『国指定史跡武蔵国分寺跡 保存管理計画策定報告書』
45. 国分寺市教育委員会 2004 『史跡 武蔵国分寺（尼寺地区）保存整備事業報告書』
46. 国分寺市教育委員会 2012 『国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡 保存管理計画（第2次）』
47. 国分寺市教育委員会 1996 『特別史跡讚岐国分寺跡保存整備事業報告書』
48. 西都市教育委員会 2007 『国指定史跡 日向国府跡 保存管理計画書』
49. 西都市教育委員会 2015 『史跡 日向国分寺跡 保存管理計画書』
50. 西都市教育委員会・景観設計研究所 2011 『日向国府跡保存整備基本構想（報告書）』
51. 静岡市教育委員会 2000 『史跡片山廃寺跡保存管理計画』
52. 史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり協議会・国分寺市都市計画課・ふるさと文化財課 2007 『史跡武蔵国分寺跡周辺地区まちづくり計画』
53. 島根県教育委員会 1988 『史跡出雲国山代郷正倉跡環境整備報告書』
54. 鈴鹿市教育委員会 2004 『史跡伊勢国府跡保存管理計画書』
55. 鈴鹿市教育委員会 2007 『史跡伊勢国分寺跡整備基本計画』
56. 鈴木靖民 1993 「第5章 古代の政治と文化」『川崎市史』通史編1、川崎市
57. 須田 勉・阿久津久編 2013 『東国の古代官衙 古代東国の考古学①、高志書院』
58. 関市 2010 『国指定史跡 弥勒寺官衙遺跡群 保存管理計画書』
59. 関市教育委員会 2012 『弥勒寺東遺跡－郡庁区域－』
60. 川内市教育委員会 1985 『国指定史跡薩摩国分寺跡 環境整備事業報告書 環境整備編』
61. 仙台市教育委員会 2008 『史跡仙台郡山官衙遺跡群 保存管理計画書』
62. 高槻市教育委員会 1992 『史跡・嶋上郡衙跡附寺跡：保存管理計画書』
63. 竹石健二・澤田大多郎 1993 『川崎市宮前区影向寺北遺跡発掘調査報告書』『川崎市文化財調査集録』第29集、川崎市教育委員会
64. 竹石健二・澤田大多郎 2009 「川崎市宮前区野川神明社遺跡発掘調査報告」『竹石健二先生・澤田大多郎先生古希記念論文集』、株式会社六一書房
65. 竹石健二・澤田大多郎・野中和夫 1984 「影向寺周辺遺跡発掘調査報告書－三浦邸・宮澤邸に関わる調査－」『川崎市文化財調査集録』第20集、川崎市教育委員会
66. 竹石健二・鈴木 亘・野中和夫 1988 『神奈川県指定重要文化財 影向寺薬師堂保存修理工事報告書〔基壇部記録調査編〕』、日本大学文理学部史学研究室
67. 竹石健二・野中和夫 1983 「千年伊勢山台遺跡発掘調査報告書」『川崎市文化財調査集録』第19集、川崎市教育委員会

68. 竹石健二・原 廣志 2002 「影向寺境内出土の「无射志国荏原評」銘瓦について」『川崎市文化財調査集録』第37集、川崎市教育委員会
69. 大刀洗町教育委員会 2003 『史跡下高橋官衙跡整備構想』
70. 大刀洗町教育委員会 2004 『国指定史跡下高橋官衙遺跡 整備基本計画』
71. 大刀洗町教育委員会 2005 『国指定史跡下高橋官衙遺跡 保存整備基本設計報告書』
72. 垂井町教育委員会 2014 『史跡美濃国府跡保存管理計画（案）』
73. 千葉市教育委員会 2017 『史跡 加曾利貝塚保存活用計画書』
74. つくば市教育委員会 1997 『国史跡平沢官衙遺跡 復原整備基本計画書』
75. 津山市教育委員会 2005 『史跡美作国分寺跡保存整備基本構想 保存管理計画と保存整備基本構想』
76. 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所 2005 『地方官衙と寺院—郡衙周辺寺院を中心として—』
77. 豊岡市教育委員会 2012 『但馬国分寺跡保存管理計画・整備基本計画書』
78. 豊川市教育委員会 2009 『史跡三河国分寺跡整備基本構想』
79. 豊津町教育委員会 1995 『史跡豊前国分寺跡：発掘調査及び環境整備事業実施報告書』豊津町文化財調査報告書第16集
80. 長野県飯田市教育委員会 2016 『史跡恒川官衙遺跡保存活用計画』
81. 那須烏山市教育委員会 2010 『国史跡長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡保存管理計画書』
82. 七尾市教育委員会 1994 『史跡能登国分寺跡整備事業報告書』
83. 南部町教育委員会 2005 『国指定史跡聖寿寺館跡 保存管理計画書』
84. 南部町教育委員会 2013 『史跡聖寿寺館跡整備基本計画書』
85. 浜田晋介ほか 1996 『加瀬台古墳群の研究Ⅰ—加瀬台8号墳の発掘調査報告書—』川崎市市民ミュージアム考古学叢書2、川崎市市民ミュージアム
86. 浜田晋介ほか 1997 『加瀬台古墳群の研究Ⅱ—加瀬台9号墳の発掘調査報告書—』川崎市市民ミュージアム考古学叢書3、川崎市市民ミュージアム
87. 福岡県教育委員会 1980 『史跡筑前国分寺跡および国分瓦窯跡 環境整備事業実施報告書』
88. 府中市教育委員会 2014 『国史跡武蔵国府跡保存管理計画』
89. 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
90. 松江市教育委員会 1998 『史跡出雲国分寺跡整備基本構想』
91. 松山市教育委員会 2010 『史跡久米官衙遺跡群久米官衙遺跡末住庵寺跡保存管理計画書』
92. 水戸市教育委員会 2013 『水戸市台渡川官衙遺跡群 保存管理計画（案）』
93. 御代七重・小森明美 2010 『子母口植之台遺跡第6地点発掘調査報告書』、玉川文化財研究所
94. 三輪善之助 1922 「影向寺域発見瓦」『考古学雑誌』第13巻第2号、日本考古学会
95. 村田文夫 2014 「武蔵国橋本郡衙周辺の歴史的な景観考」『神奈川考古』第50号、神奈川考古同人会
96. 山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』、塙書房
97. 横山太郎 2015 『川崎市子母口植之台遺跡第7地点発掘調査概要報告—発掘調査概要報告—』、有限会社吾妻考古学研究所
98. 四日市市教育委員会 2007 『久留倍官衙遺跡整備基本計画書』
99. 四日市市教育委員会 2012 『久留倍官衙遺跡保存整備基本設計書（案）』
100. 渡辺昭一ほか 2009 『川崎市宮前区野川東耕地北遺跡発掘調査報告書』、有限会社吾妻考古学研究所
101. 渡辺昭一ほか 2015 『川崎市宮前区野川東耕地遺跡第5地点発掘調査報告書』、有限会社吾妻考古学研究所